

【佐世保市】水道基本料金の減免のお知らせ

令和8年
10月検針分
で終了

申込不要

水道基本料金 **0 円**

2 か月使用の場合、20 立方メートル分の水道料金が無料

※ 佐世保市では、7月から10月検針分（5月～10月使用分のうち4か月分）の水道基本料金の減免を行っています。

※ 検針のタイミングはお客様によって異なりますので、「検針票」などでご確認ください。

（お客様によっては、9月の検針分をもって減免期間が終了となる場合があります。）

※ この減免について、水道局から電話や訪問をすることはありません。

（例）減免額（2か月あたり）

対象期間に検針した分の水道料金のうち、**基本料金を減免**します。

◎ 2か月あたりの水道の使用量が10立方メートルまでの世帯の基本料金

2, 233円（税込） → 0円

◎ 2か月あたりの水道の使用量が10立方メートルを超える世帯の基本料金

3, 836円（税込） → 0円

【減免対象外】

◎ 20立方メートル（2か月あたり）を超える分は、1立方メートル毎に超過料金が発生します。

◎ 下水道使用料は、減免対象外です。

佐世保市水道局営業課

TEL 0956-25-9669（平日 8:30～17:15）

詳しくはこちら ▶

（佐世保市水道局 HP）

